◆変更手続きのフロー（医師、歯科医師が個人で開設する場合）

R4.4.1　作成
R5.4.1　改訂

診療所開設後

<u>開設届出事項変更届</u>の提出が必要な事項
（変更後10日以内に提出）

- 開設者の住所、氏名
- 診療所の名称
- 診療科目
- 敷地の面積、平面図
- 建物の構造概要、平面図
- 歯科技工室の構造設備の概要
- 病床数、病床種別ごとの病床数
- 各室の病床数
- 管理者の住所、氏名
- 診療に従事する医師の氏名、診療科目、診療日、診療時間
- 薬剤師、助産師勤務の場合、その氏名

↓

開設許可(届出)事項変更届（第15号様式）

↓

※構造概要の変更の場合

※使用前検査対象の構造設備等一覧を参照

【有床診療所】

↓

構造設備使用許可申請
（第36号様式）

↓

使用前検査

↓

使用許可証交付

↓

使用開始

【無床診療所】

↓

使用開始

【留意事項】
※診療用エックス線装置の変更（機器の廃止、更新、増設や放射線業務従事者の氏名等含む）があった場合は、別途エックス線装置の変更に係る手続きが必要となります。

※以下の場合は、変更手続きではなく、
廃止＋新規開設となります。

- 他の敷地への移転
- 開設者の変更（承継等）
- 医療法人化の場合

＜問い合わせ先＞ 川崎市健康福祉局保健医療政策部医事･薬事担当
TEL：044-200-2494　　E-mail：40iziyak@city.kawasaki.jp